

国立大学法人信州大学社会基盤研究所と東日本電信電話株式会社長野支店との 個人情報匿名化ソフトウェアの活用に関する連携協定書

国立大学法人信州大学社会基盤研究所（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社
埼玉事業部長野支店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）
を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の資源を有効に活用し、個人情報匿名化ソフトウェア活用の分
野において相互に協力することで、住民や企業等からの信頼を得ながら、地域フィールド
データの利活用を推進して、地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 個人情報匿名化ソフトウェアの活用に関すること
- （2） 地域フィールドデータの利活用に関すること
- （3） その他地域活性化に関すること

（具体的取組み事項と責任分担）

第3条 甲及び乙の具体的取組み事項と責任分担は、別途協議して決定するものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に定める連携事項に係る取組みを効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定に基づく取組み結果についてなんら保証するものではなく、本協定により生じた費用、損害、損失及び負担について相互に責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より2年間とする。なお、有効期間満了の1ヶ月前ま
でに、甲乙のいずれかが書面をもって本協定に係る終了の意思表示をしないときは、同一
条件にて、有効期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、解約希望日の1ヶ月前までに書面によって相手
方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲乙いずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な
変更を行うものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 甲及び乙は、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利もしくは義務を相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(費用負担)

第7条 本協定の遂行にかかる費用負担は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(公表)

第8条 甲及び乙は、本協定を締結した事実及びその内容等を公表する場合には、甲及び乙が事前に合意した方法、内容及び日時に従うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本協定を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（有形であるか無形であるかどうかを問わない。以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 秘密情報が口頭、視覚その他無形の方法により開示される場合には、開示当事者は、開示後30日以内に当該情報が秘密情報である旨を書面により受領当事者に通知しなければならない。当該通知がなければ、前項の定めにかかわらず、受領当事者は当該情報を秘密情報として扱う必要はないものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、以下に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。

(1) 開示のときにおいて公知である情報又は開示以後受領当事者の責によらずに公知となった情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

(2) 開示当事者から開示される以前に受領当事者が正当に保持していたことを証明できる情報。

(3) 受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

(4) 受領当事者が譲渡又は開示の権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報。

4 秘密情報を本協定のために使用する場合であっても、受領当事者は、秘密情報を複写又は複製するときには、予め開示当事者の書面による承諾を得なければならない。

- 5 受領当事者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報（複写又は複製したものを含む。以下本条において同じ。）を取り扱わなければならない。
- 6 本協定が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了又は要求の日から30日以内に秘密情報を返還しなければならない。但し、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指図に基づき溶解、裁断、焼却等の確実な方法で秘密情報を廃棄するものとし、この場合、受領当事者は、確実に廃棄したことを証する書面を廃棄後速やかに開示当事者に提出するものとする。
- 7 受領当事者は、受領当事者の労働者に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者に本協定で受領当事者に課されたのと同等の守秘義務を課するとともに、受領当事者の労働者がその守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
- 8 開示当事者は、受領当事者が前各項に違反したことにより被った一切の損害について、受領当事者に対して賠償請求することができるものとする。

（第三者への委託）

第10条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく取組み事項を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

（反社会勢力の排除）

第11条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- （1）自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
- （2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- （3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- （4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- （5）本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず

即時に本協定を解除することができる。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、取組み事項を第三者に委託する契約等（以下「業務委託契約等」という。）がある場合は、業務委託契約等の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、業務委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は業務委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 甲及び乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

5 甲及び乙は、第2項又は前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（紛争の解決）

第12条 本協定について、甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して解決するものとする。

2 前項の協議が整わなかった場合、本協定に関する訴訟については、末尾の当事者欄記載の乙の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第13条 本協定は、甲又は乙が、類似の協定書等を第三者と締結することを妨げるものではない。

（協議事項）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年8月4日

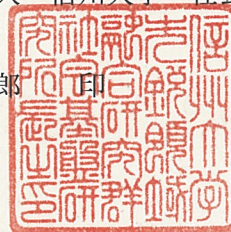
甲

住所 長野県松本市旭 3-1-1

学校名 国立大学法人 信州大学 社会基盤研究所

役職名 所長

氏名 丸橋 昌太郎



乙

住所 長野県長野市新田町 1137-5

会社名 東日本電信電話株式会社

埼玉事業部

役職名 長野支店長

氏名 榎本 佳一



